

(16) 液状化物質運送許容水分測定、液状化物質水分測定及び液状化物質積付検査手数料

平成 26 年 4 月 1 日現在

I. 液状化物質運送許容水分値測定及び液状化物質水分測定の手数料

1. 液状化物質運送許容水分値測定手数料

(1) 基本料金

測定 1 件につき 41,700 円

(2) 測定表等交付料

① 液体化物質運送許容水分値測定表交付料

3 通まで 無 料

4 通以上 1 通につき 342 円

② 英訳書交付料

3 通まで 無 料

4 通以上 1 通につき 342 円

2. 液状化物質水分測定手数料

(1) 基本料金

500 トンまで 21,500 円

500 トンを超えるトン数については 1 トンにつき 39 円

ただし、60,500 円を限度とするものとする。

(2) 時間外割増料金

16 時 30 分より 21 時 30 分まで 1 時間につき 1,953 円

21 時 30 分より 05 時まで 1 時間につき 2,344 円

05 時より 08 時 30 分まで 1 時間につき 1,953 円

08 時 30 分より 16 時 30 分まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び年末年始（12 月 31 日から翌年の 1 月 3 日（前記の日を除く））に限る） 1 時間につき 1,953 円

(3) 測定表等交付料

① 液体化物質水分値測定表交付料

3 通まで 無 料

4 通以上 1 通につき 342 円

② 英訳書交付料

3 通まで 無 料

4 通以上 1 通につき 342 円

3. 旅 費

| | |
|--|----------|
| (1) 日当（検査事業所所在地より片道 80km 以上の地域に出張した場合） | |
| 1 日につき | 2,000 円 |
| (2) 宿泊料 1 日につき | 10,700 円 |
| (3) 交通費 | 実 費 |

II. 液状化物質積付検査手数料

| | |
|---|-----------------|
| (1) 基本料金 | |
| 1 船につき 500 トンまで | 28,570 円 |
| 500 トンを超えるトン数については | |
| 10 トン又はその端数につき | 363 円 |
| (2) 時間外割増料金 | |
| 16 時 30 分より 21 時 30 分まで 1 時間につき | 1,953 円 |
| 21 時 30 分より 05 時まで 1 時間につき | 2,344 円 |
| 05 時より 08 時 30 分まで 1 時間につき | 1,953 円 |
| 08 時 30 分より 16 時 30 分まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び年末年始（12 月 31 日から翌年の 1 月 3 日（前記の日を除く））に限る） | 1 時間につき 1,953 円 |
| (3) 検査証等交付料 | |
| ① 検査証交付料 | |
| 3 通まで | 無 料 |
| 4 通以上 1 通につき | 342 円 |
| ② 英訳書交付料 | |
| 3 通まで | 無 料 |
| 4 通以上 1 通につき | 342 円 |
| (4) 旅 費 | |
| ① 日当（検査事業所所在地より片道 80km 以上の地域に出張した場合） | |
| 1 日につき | 2,000 円 |
| ② 宿泊料 1 日につき | 10,700 円 |
| ③ 交通費 | 実 費 |